

配偶者版 年収の壁 ～税制改正のポイント整理 第三弾～

令和7年度 税制改正で「年収の壁」が変わります！

103万円を超えないように働いていた。



扶養から外れないように勤務時間を調整していた。

そんな皆さまへ年収調整に関する重要なお知らせです。

令和7年度の税制改正で、3つの“年収の壁”が見直され、基準金額が変更されます。

自身の年収の壁：主な変更点まとめ（令和7年改正対応）

区分	改正前	改正後	超えるとどうなる？
所得税の壁	103万円	160万円	所得税が課税される (※手取り逆転なし)
住民税の壁 (自治体により異なる)	100万円	110万円	住民税が課税される (※手取り逆転なし)
社会保険の壁① (従業員51人以上)	106万円	変更なし	社会保険料の負担が発生 (※手取り逆転あり)
社会保険の壁② (上記以外)	130万円	変更なし	配偶者の扶養から外れる →国民健康保険・国民年金の各保険料の支払い発生 (※手取り逆転あり)



社会保険の壁は、将来的に「106万円の壁」や企業規模の要件が撤廃される予定です。
(2025年6月法改正)

